

先進国と後進国の紛争と國際法

清 水 良 三

- 一序説
二自然资源に対する国家主権の問題
三国連総会決議一八〇三号
四外国資産接收と國際法
五国家行為論の解釈
六七六回国投資の保護措置
八結語

一序説

第二次世界大戦後、ポルトガルとスペインを除いては、世界の植民地保有国家の大部分は、彼等の従来の植民地や、委任統治領の多くに独立を付与した。旧植民地における統治者と被統治者との間の争いにおいては、その争いが平和への国際的な脅威となる場合を除いては國際法のなし得ることはほとんどなかつた。すなわち、そういう問題は、植民地国家憲法の範囲内で解決されなくてはならなかつたのである。

だが、これらの植民地に、ひとたび独立が付与されると、國際法がその機能を發揮し、両統治者の関係に、関与しえるようになる。だが不幸なことに独立が付与されたからといって、新興独立国と従前の母国との間の、すべての緊

張関係ならびに紛争の種がなくなってしまうわけではない。未だ解決せざる紛争が、両独立国の友好関係を妨げるし、新しい規模の利害の衝突が、しばしば発生する。さらに、この紛争は、新興独立国とその従来の母国との間の紛争にばかり限られてはいない。なかんずく、第二次世界大戦後においては、この紛争は、後進国と先進国との間の紛争という色彩をおびて來ているのである。

こういう新しい国際環境は、従来植民地保有国として優越的な立場を取っていた西側諸国にとっては、しばしばただ単に反植民地主義の遺影に過ぎないと思われるがちである。すなわち実体に欠けており、新興独立国側の不完全性の反影に過ぎないと思われるがちである。こういうわけで後進国と先進国とのあいだの利害の衝突は、概念的に不明確であり、感情的な問題に過ぎないと思われるがちである。だがこの問題は、第二次世界大戦後の国際社会情勢の変動から、必然的に発生して來た明白で実体的な事実である。

さらに、一度この紛争の領域が明確化されればその紛争において国際法の果す役割も明確化されて来る。即ち国際法はこの紛争解決のための公正な規則を提示するばかりでなく、我々の時代の社会的な必要を、正当に反映するものでなければならないのである。国際法はただ便宜的に変動さえすればよいというものではない。それは、国際法が適用される時代の価値変動を、考慮に入れなければならぬし、また社会の変動する要求にも応じなければならぬし、新興国ばかりでなく旧植民地国家の正当なる希望も参酌しなければならないのである。

我々が本論で取扱おうとする問題は、かかる観点からの先進国と後進国との紛争であり、その解決方法についての考察である。

二 自然資源に対する国家主権の問題

比較的富裕な北半球の白色人種たちの諸国と貧困な南半球の有色人種たちの諸国との間の利害関係の衝突は、複雑な様相を示してはいるが一つの一貫した特徴も存在する。この点で注意する必要のあることはひとつ問題の中には他の問題の要素が存在するし、他の問題の中にも一つの問題の要素が存在するということであろう。問題を孤立的にばらばらに研究することは不可能である。すべての国は彼らの国の自然資源に対する主権を有することについては意見が一致しているけれども、この主権が別の法規によってどの程度まで制限されているか、という事についての議論は多様である。自然資源に対する主権についての論議は、国有化、収用、ならびに外国資本の保護についての紛争に直接結びついて来る。

次に必要なことは、自国を支配していた植民地国家の支配下から、新國家が独立した場合、新たに独立した新国家は自國を支配していた旧植民地国家が、自國の独立以前に他国と締結していた条約をどの程度まで承継するのかということを検討することである。なぜならば、新興独立諸国は、彼らがまだ植民地であったころ、旧支配国家が彼らに代つて締結した条約は、経済関係の条約にしても国境関係の条約にしても不当な制限を受けていることが多いと感じているからである。多くの西側諸国は、このような議論の解決を国際裁判や仲裁によつて解決することが望ましいと考えていることは明らかである。一方多くの新興諸国は、西側諸国による裁判による解決方法の提示を無条件に受諾することは多分の危険を伴うものだと考えている。

後進国と先進国との間の利害の衝突は、またある種の制度上の問題についても争いを引起している。先進国も後進国も双務的な国際機関や多角的な国際機関を通じて交渉を行うばかりではなく、また一般的な国際機構の組織を通じても交渉を行うのである。一般的な国際組織の多くは、第二次世界大戦が終った直後に作られたものであって、これらの組織の作成者たちは、現在のように多数の新興独立国が後に至って、その組織に参加することなどは考えもしなかつたのである。従つて新興独立諸国は自分たちがこれらの国際機構に充分に代表されてはないと考えている。さらにはまた幾つかの国際協定・たとえばガット・は彼らの望む利益とは背反関係にあるものと考えていた。そして合法的な意味での民族自決権を主張すると共に、その目的を実現するために国際連合が彼らのために積極的な行動に出でることを望んでいる。これに対しては旧国家の多くは、特に植民地国家や旧植民地国家は、このような議論とその意図を排撃するのである。現代の国際法はこれらの利害衝突の分野において充分な機能を發揮し得るであろうか。また發揮し得るものとしてそれは現代のこれら諸問題の解決にどのような貢献をなしているであろうか。この疑問に解答するためには、これらの相対立する利害関係についてのさらに詳細な検討が必要である。

III 国連総会決議一八〇三号

多くの新興独立諸国にとっては、独立はすなわち自国の領域内に産出するすべての自然资源に対する恒久的な主権を意味した。一九五八年十一月十二日に国際連合の総会は、「自然资源に対する恒久的主権に関する委員会」 Commission on Permanent Sovereignty over Natural Resources' を設立して、新興独立国の自決権の見地からの問題の研究

を委託した。この委員会は、アフガニスタン、チリ、グアテマラ、オランダ、フィリピン、スエーデン、ロシア、アラブ連合共和国、およびアメリカ合衆国からなつており、国際法のもとでの諸国の権利と義務に特別の注意をはらうよう要請された。委員会は国際連合事務局に、研究に必要な基礎準備を依頼したが、その結果生まれた二つの文書は、新興独立国、非自治地域および信託統治領の自然資源についての非常に価値ある情報を提供している。この文書にはまた外国の国民や企業による資源の開発、これらの問題についての国際協定、過渡的な権利、ならびに国際法の諸法規を挙げている。事務局によつて提供されたこれらの文書は慎重に検討された後、正規の手続きを得て委員会は三つの決議を採択し、総会に対してこの決議に従つて行動すべきことを要請した。この決議が委員会によつて採択された時、反対投票をした国は一つもなかつた。

この最終決議案は、総会の経済社会委員会で多少の変更を受けた。特にソ連はこの決議案に一条項を挿入することに成功したが、この条項の意味するところは外国の利権によつて所有されている財産を接收しようと/or>する政府に対しては、それがどこの国の政府であれ、何らの制限も加えられてはならない、ということであった。だが現行国際法はかかる場合の接收の権利に対して事実上幾つかの制限を加えているのであり、総会の本会議は最終決議を採択するに当つてこのロシアの挿入条項を排除した。その結果出来上つた最終決議は、経済的独立を主張する後進国の利益と、たとえ政治的な独立が与えられてもその独立はすでに受諾されている幾つかの国際法規を否認するものではないと主張する先進国の利益との間の微妙な均衡の上に成立つてゐるものであった。

総会決議一八〇三号は、すべての国が自国の自然的な富、および資源をその国家利益に従つてまたその国の経済的

独立尊重の観点から、自由に処分し得る不可譲の権利を持っていることを認めているのである。さらに同決議第二項は、「このような資源の探索と開発と処分はこれらの目的のために必要とされる外国資本の輸入と同様に、かような活動の許可、制限または禁止に関して諸人民や諸国がその自由な立場から必要または望ましいと考える規則や条件に合致しければならない。」と述べている。だがこのことは、諸国が外国の投資家や利権保持者との契約関係を恣意的に排除し得ることを意味するものではないのであって、同決議第八項には「主権国家間において、自由に締結された対外投資協定は善意で遵守されなくてはならない」とあるのである。

国際法によつて確立されている原則によれば、自由意思で締結された条約を遵守すべしとの義務は、主権に対する不当な侵害ではないことになつてゐる。国家は外国投資を受諾するも拒絶するも自由であるが、この自由権の行使によつて締結された条約は、守らなくてはならない。だが上述したことは、主権国家間において締結された投資協定においてのみ当てはまるのであって、私的投資家は上述の規定に依存することはできない。なぜならば私的投資家の契約は国際法上の条約ではないからである。私的投資家たちの利害については本決議の別の個所に大筋の規定があり、それによると、もしも私的な利益が必要とか安全とかあるいは国家的利益の見地から、蹂躪された場合、適宜な補償がなされなくてはならないことになつてゐる。

この総会決議は、それ自身では拘束力を持っていない。国際連合内部での僅かな事項を除いては、総会は、義務を課する権力を持っていないのである。だが注意されなくてはならないことは、この決議の採択には政治的な動機が大きく働いてはいるけれども、反植民地的雰囲気の熱気の中で急いで採択された決議ではないということである。この

問題は後進国ばかりではなく先進国をも含む委員会において徹底的に検討され、次いで総会の専門委員会により、さらに総会それ自身によつても検討されたのである。これらの総ての機関は、事務局が準備した事実資料に基づいて行動したのである。であるからこの決議は拘束力ある法規であるとはいえないでも、なお原則に関しての重要な声明ではあり得るのである。この決議に反対したのは国連加盟国の中でたつた二国、フランスと南アフリカのみであった。

かくてこの微妙な分野を支配する法を明確化することについての努力は、まず有益な第一歩を踏みだしたということが言えるのである。だが軋轢や不信の原因になるような未解決の問題がまだ多く残っている。たとえば、決議一八〇三号は、「自然資源」という言葉が何を意味するかについて明確な定義を与えていないのである。この中にはもちらん、鉱物資源、水力資源、農業資源、地下資源が含まれることは確かである。だが自然資源を転換または加工する産業についてはどうであろうか。

当該自然資源の產出国の主権的独立を強調すると、それに伴なつて発生して来る問題は既得権についての確立された法規がどのような取扱いを受けるかということである。外國の領土においてある種の権利を得ること（逆に言えばある国が自國の領域内である種の権利を外國に付与すること）は可能である。この場合、こうして獲得された権利は、この権利に関連ある資源に対する「主権」と同一のものではないけれども、この権利は国際法によつて保護されている。だがこの保護の範囲およびこの範囲に関連して、国家は自國の領域内で外国人が取得している権利をどの程度まで減損し得るかという点については明確な定義が下されていない。総会決議一八〇三号は既得権についての学説については何も述べてはいない。この問題はここしばらくの間、先進国と後進国との間の論争の種となるであろう。

だがこのことは、国際法が既得権について何らの指針にもならないところとにはならないのであって、国際司法裁判所や仲裁裁判所の一連の判決や決定によって、ある種の原則が提示されているのである。單なる労働や利益活動 Profitable activities の自由は既得権にはならない。そこには権利取得についての、あるいは具体的な権利の承認についての明確な表示形式がなければならぬ。(Cf. Jablonsky v. German Reich, 1936, Annual Digest of International Law, 1935-7, p. 140) しかしこの権利は国内法におけるほどの明確さを持たず、他国との契約または他国からの譲歩によってある種の形式を整えるに過ぎない。

四 外国資産接收と国際法

資本輸出国と資本輸入国との間に存する利益衝突の中でも、非常にはっきりしているのはこれらの「一グループ」国家の外国資本の国有化および収用に対する異った態度である。幾つかの資本輸入国家は種々の動機から外国資産の収用を望ましいものと考え、主権国家としての彼らの地位がかような行動を認めていると主張している。ここで問題は国権の主権的行使について国際法がどのような制限をしているか、ということである。疑いもなくすべての国家は、彼ら自身の経済問題、産業問題を自由に解決し得るのであってこの点からいうことができるのは国家は自國の領域内にある外国の財産を収用したり外国の会社を国有化したりすることができるということである。この点については、特に問題はない。

自然資源についての恒久的主権についての決議案に関する討議において一九六一年度の国連総会第一委員会はこの

権利がすべての国家によつて受諾されないと述べている。エジプトの国有化についてフランス、イギリスおよびアメリカはエジプトに抗議を発したし、また一九五九年の農業改革法に関してアメリカはキューバに抗議をしたのであるが、それにもかかわらず外国資産を国有化する一般的な権利については譲歩がなされたのである。だが国家は主権的なものではあるけれども国際法に従わねばならないのであって、こういう考え方そのものは譲歩されていないのである。それならば、国際法は、国家の主権と外国の投資家に対する衡平の両者をどのように保護しようとするのであらうか、この解答は国際法が国家の外国財産の国有化または收用に対する衡平の両者をどのように保護しようとするのである。国家はもし外国人の財産が自国の領域外にあるのならば、その財産を取り上げることはできない。またもしも外国人の財産の没収が外国人に対する差別扱いの手段となるのならば、同じく財産の没収ができない。(cf. Great Britain v. Spain, 1924, United Nations Reports of International Arbitral Awards, vol. 2, pp. 615, 647 ただし、リズイツィンは多くの場合において差別扱いを認め、いくつかの基本的な重要事項についてのみ内国民待遇が必要なりとしている。)

第一次大戦と第二次大戦の間において、多くの法学の権威者達が述べているところによれば、国家が外国人の財産を没収し得るのは、「眞の公共的必要性」という理由においてである。国際法が今ここに述べたような眞の公共的必要性を明示するよう国家に求めているかどうかは疑問である。そして幾つかの新興国家はかようなことを国家に求めるのは国内問題に対する干渉であると論ずる。だが国連総会決議一八〇三号は部分的にではあるが、国家に対するこの要請を認めている。「国有化、收用または徵用は国内においても国外においても全く個人的または私的な利権である

と認められているものに対し、公共の利益安全または国民的な利益を理由にしてなされ得る」。収用の方法は正規の手続きを欠いたり、悪意を表明したりするような専断的なものであってはならない。こういう観点から収用が合法的であっても、なお国際法は補償の義務を課する。これは慣習的国際法において一般に認められている原則である。ソ連邦だけはこの原則の存在を否認し、依然として一九一七年にとった立場——法はかかる場合の補償義務を課してはいない——を保持している。

自然资源に対する恒久主権に関する国連決議はこの原則を認めて、「主権の行使にあたってかような措置をとる国家内で有効な規則に従つて、また国際法に従つて、適宜な補償が支払われなくてはならない。」と述べている。

この決議に欠けている点はここでいわれている「適宜な」という言葉が国際法においてどのように解釈されているかの言及がないことである。古典的な規則によれば、補償は適宜、迅速、効果的でなければならぬ。適宜などという言葉は不明確ではあるけれども、文脈から察して没収された財産の価値に合理的な見地から接近していなければならぬとされている。この言葉は市場価値についての経済的な要求をそのまま表わしているのではない。一方迅速性の要求もまた不明確なもので事実に照らして解釈されなくてはならない。国際裁判所は現実的な没収行為以前の支払を意味するものという解釈を下す傾向を示して来た。「効果的」ということは支払が漠然としたものであってはならないということを意味する。外国人は自分の財産を当該国から引揚げてこれを自分の利益になるように使用することができなくてはならない。かかる場合、支払がそれによってなされる特定の貨幣の価値が関係してくることが多い。国際法はこれらの原則の正しい解釈についての指針を国際司法裁判所や仲裁裁判所における多くの判決または決定によ

トヨシトモル。此等の由や略稱名なれば Chorzow Factory (Indemnity) Case, Spanish Zone of Morocco Award, Oscar Chinn Case, Goldenberg Case, Norwegian Shipowners' Claims やるべ。(Cf. Permanent Court of International Justice Series A, No. 17; Great Britain v. Spain, 1924, United Nations Reports of International Arbitral Awards, vol. ii, p. 647; Permanent Court of International Justice, Series A/B, No. 63; Affaire Goldenberg, UNRIAA, vol. ii, p. 909; UNRIAA vol. i, p. 307)

補償の義務の正當と斟酌は、既得権の尊重に求められる事もあるし、不正な手段に依る財の増大に対する嫌悪心である場合もある。されば、補償の義務は残るものである。没収または国有化が公共的有益性という見地からなれば、公平で、惡意または恣意性を含まないならば、効果的、迅速、適宜な補償が支払はれる限り、その没収は合法的なのである。これがの必要条件の一つあたはそれ以上が欠けている場合には、私立会社と利権契約その他の契約がそりにあり、その権利を侵犯された当事者は、没収行為を行つた国の裁判所へ救済を求めなくてはならぬ。そしてもしもこの請求に依づける救済が得られない場合には、被害者時は、自國に対して彼にかわって請求権行使してくられるよう求める。やうなると問題は主権国家間の外交交渉の問題になるし、あるいは仲裁裁判その他の訴訟問題になる。事件が二国間に締結された条約違反問題である場合には、被害国家は没収行為をおこなつた国の政府に対して請求権を行使する。

外国資本の国有化あるいは没収についての利害の衝突は、両当事者の國家主権への依存から生じて来るのだとう」とが、これまでの説明に依つて明らかになつたであらう。没収国家は、自國の領域内のすべての物および人に対する

る領土主権に依存しつつ没収行為を行なうのであり、補償金の支払を求める国家は自国の領域外の自国民を保護し得る自国の主権的な権利に依存して、請求権を行使してくるのである。(Cf. Gillian White, *Nationalization of Foreign Property*, 1961, p. 38)

国際法はややもやるもの最初から国家主権の有するこの面に衡平な尊敬の念を示そうとして来てくる。問題は紛争が裁判所にも入り込まれた場合、国際法がその解決のために、どの位の役割をはたすのかという点である。

五 國家行為論の解釈

国際法は国内法の一部であるという考え方たは伝統的国際法によつて採用されて來てゐるし、また、非常に多くの諸國に依つて認められて來てゐる。通常、外国人は彼が居住する国の法律に従わなくてはならない。だがその国内裁判所は、当該外国人の権利を取扱う場合、自国の国内法が国際法によつて設けられている基準と両立し得るかどうかについての問題を無視することはできない。アメリカ合衆国最高裁判所判事バイロン・ホワイトはこの点について次のふじく述べてゐる。

「我が国の裁判所において紛争を解決するために国際法の原則が適用されたのはこれら原則が決定のための便利な規則を提供してゐるばかりでなく、諸国および市民間の関係の適切な秩序たてについての一一致した意見を表示してゐるからである。訴訟当事者に対する基本的な公平さと、関係の安定性および合理的な期待の保持についての関心は、紛争があつた場合国際法が支配力を發揮する場合にはより強く、国際法の諸原則が適用されるべきだと求めたいのです」(Banco Nacional de Cuba v. Sabbatino, reproduced in *Supplement to International Legal Materials*, vol iii, No. ii, March 1964, p. 407)

このような慣行を支持する多くの実例が多くの国において行われて来ている。だがこのような慣行は先進国も後進国もつねに依存している国家主権に対する尊重の念とどのように両立し得るのでしょうか。この回答は国家行為論 (the Act of State Doctrine) として知られている理論の進化の中にもいだされるであろう。国家行為とは主権者の利益が主権的なものとして関連してくる政府の行為である——それは独立国家または独立国家から正規に権限を与えられた機関による主権的権力の執行的または行政的な行使である。この國家行為論は次のように述べる——一国の法廷はそれがその国の公共政策に違反するという理由で「別の政府のそれ自身の領土内の主権的な行為」 (the sovereign acts of another government within that government's own territory) の有効性を認めると拒否し得ない。

アメリカ合衆国、英國の法廷は、オランダやイタリーや日本の法廷と共にこの原則に従っているが、この原則は英國においては既に一六七四年に採用されて来ている。英國の國際法学者たちはルーター対サゴール事件、パリー対ワイス事件などがこの原則を確認したものであることを知っている。アメリカ合衆国の法廷においてこの理論が表明された古典的な例は、アンダーヒル対ヘルナンデスの事件である。

「各主権国家は他のすべての主権国家の独立を尊重しなければならない。そして一国の裁判所は他国の政府がその領域内で行なつたことに対して難癖をつけてはならない。他国の政府がその領域内で行なつたことによって損害を受けた場合の損害補償は主権国家間において利用され得るよう開放されている手段を通じて求められなければならぬ。」

この理論は多くの国において多くの事件において確認されて来ている。そしてそれが後進国にとって特に関心を呼

ぶ重要な原則の一つであるとしても驚くに当らないのである。後進諸国民にとってこの原則は彼ら自身の領域内における国有化または没収の行為が、損害を受けた外国の裁判所によって挑戦されることはないということを立証するのに役立つのである。西側で考えだされたこの原則が新興諸国にとって重要な意義を持つようになつて来るにつれて、皮肉なことに、それは先進国の幾人かの法律家たちから批判的となつて来ている。こういう皮肉な現象はどのように説明されるであろうか。アジアやアフリカの独立諸国は彼らの主権的権力の全面的な行使に専心をもつてゐるのに、旧来の現状維持国家の国際法学者たちは、ナショナリズムよりも国際法規を発達させることにより多くの専心を抱いているのだということによつてこの説明はつく。先進諸国は歴史的に主権的な行為が何ら制限を受けなかつた時代を経験したあとで主権行使制限（国際法重視）の時代に入つて來ているのに、後進国は主権的独立の時代を自ら経験することなしに、独立を獲得した途端に、主権行使の制限を迫られている、という客観情勢がこのような現象の基本的な原因であろう。

しかば、国家行為論の妥当な解釈はどのようなものでなければならないか。また、この理論の限界はどこに求めるべきか。主権的行為のすべては外国の法廷において有効とされるのであらうか。一国の法廷はたとえある国の主権的な行為が国際法に違反していることが一見して明白な証拠がある場合においても、そのような行為に対して判定を下すことを拒絶すべきなのであらうか。

国家行為論そのものは国際法の規則なのだろうか、それとも司法権の主権的行為への服従なのだろうか。国家行為理論に対する一つの例外的な考え方だが、アンダーヒル対ヘルナンデス事件において明らかにされている。それは一

国の裁判所は、収入または刑事事件にかんする外国法を有効ならしめるための活動をする必要はないということである。他国の主権を尊重すべきだとしても外国政府の警官や収税吏として働くかなければならないという義務はないということである。ここに述べたものほどの強度はないが、ある程度まで確立されている原則に次のものがある——国家行為論は国際法違反の外国の立法に対しても適用されないのではないか、ということである。だがこの問題が従来の事件において公正な立場から提起されたことはない。いうところの国際法違反が一見して判明するほど明瞭でなかつたり、あるいは特定の政府の行為によつて影響を受ける人がその政府の支配下にある人たちのみであつたりした。この問題が英國の法廷において問題になつたのは一九五三年のアングロ・イラニアン石油会社対ファフリート事件が最初であった。この件にかんし、英國の著者な國際学者マクネア、ラウタパクトなどの人たちは、国際法違反の外国立法に対し効力を付与することが國家行為論の要請であるかどうかに疑問の念を表明したのであつた。

アングロ・イラニアン石油会社対ファフリート事件においては、アデン港に碇泊中のローズマリー号に積込んである原油に対する所有権がただちに認められるかどうかが問題になつたのである。この所有権の正当性いかんは英國の会社であるアングロイラニアン石油会社の資本となつていてるすべての財産を国有化し没収する一九五一年のイラン国の立法にアデンの法廷が有効性を認めるか否かにかかっていたのである。裁判所の決定は、ルーター対サゴール事件やパリー対ワイス事件において英國の法廷が外国政府の行為の有効性を認めたのは、没収された財産が政府直属の国民のものであったからだとし、この場合において問題になつている財産は政府直属の国民所有のものではないし、しかも当該外国法は国際法に違反しているので、英國の裁判所においてかかる立法の有効性を認める必要はないといふ

ものであった。この決定は英國の法律家たちの間に強い賛否両論はまき起したのであるが、その根柢となつてゐるの
は、國家の法律は立法した国の国民にのみ関係があるという考え方たである。しかるに本件においてはイラン人でな
いものが関連してゐるのであるから、その財産権に影響をおよぼす立法は、英國の裁判所において有効性を認められ
る必要はないというものであった。國際法違反があつたという事実はこの時の裁判所の判決理由において付隨的なも
のでしかなかつた。だが國家の立法は白国民のみならず外国人にも影響を及ぼすのであって、外国の国有化命令に対
して英國の裁判所が有効性を認めないという理由が、その命令が英國人に（すなはち没収命令を発した政府支配下の國
民ではないということ）影響を及ぼすからということすなわち、没収命令を発した政府支配下の國民ではないといふこと
とだけであつたとしたら、それは承認しがたい。没収された会社の国籍は国家行為論には無関係である。

最近アメリカにおいて、没収国による國際法侵犯問題にかんして国家行為論の正当な限界を裁判所が検討しようと
した事件が起つた。関連した財産権が没収国の国民のものではないという事実は、まったく正当にも、それほど重要
な要素であるとは扱はれなかつた。それはアメリカ合衆国最高裁判所に提訴されたキューバ国立銀行対サバチノ事件
であつて、この事件は主権にかんする利害の衝突に關係ある法律問題で、国家行為論において扱はれる事項を充分に
説明しているのである。アメリカ合衆国政府が一九六〇年七月にキューバから輸入する砂糖の割当量を減少させるこ
とを決定した時、キューバの閣僚会議は法律八五一号を探査した。この法律はアメリカ国民が利害関係をもつてゐる
財産や企業を没収して国有化することを決めたものであるが、特に砂糖にかんする合衆国の決定に言及し、この決定
は「吾が國民が吾國の主権を行使し、またどうしても為さねばならぬ主権の發達促進を妨害しようとするものであ

る」

「外国の独占者、外国の利権の手から、その自然の富を取りもどすために努力することはラテンアメリカの諸国民の義務である。これら外国の独占者や外国の利権は、ラテンアメリカ諸国の自然資源の開発を妨害し政治的干渉を強めアメリカ州の後進国の主権を侵害する」と述べ、さらにキューバは

「アメリカの姉妹国家や世界のすべての後進国が帝国主義の残酷な爪から自らを解放しようとたたかいにおいてキューバの範例に従うよう明確かつ刺戟的な」

実例となる必要があると述べた。

法律八五一号は損害補償の方法について規定したが、その詳細を冷静に読めば、補償金の支払などということは幻を追うようなものであることが分るであろう。かくてこの法律は国有化についての国際法の要件をかけていた。それは差別扱いを認めたものであるし、適宜、迅速、効果的な補償措置についての規定を欠いていた。最高裁判所にもちこまれたこの事件は、最高裁判所が国家行為論の中に含まれている主権尊重の原則がキューバのこのたびの命令を有効ならしめる必然性を具有するか否かを決定しなければならない立場に追い込んだのである。裁判所は次のとき決定を下した。本裁判所は

その領域内において外国の主権的な政府が財産を取得することが有効であるかどうかを、たとえ不満を抱くものがこういうう財産の取得は慣習国際法に違反すると主張しても、検討することはしない。

と述べた。裁判所がこのようないくつかの意見が非常にまちまちであるという信念であった。裁判所はまた、国家行為論を含めて国際法の諸規則はバラバラの、そして多分せまい地域的な諸国の解釈にまかされておくべきではないという考え方を述べているが、これは奇妙な理屈であるといわなくてはならない。何故なら国際法をその国法の一部として認めている諸国の裁判所は長い間国際法の成長と発達に貢献しているからである。最高裁判所は資本輸出国と資本輸入国との間には基本的な相違があることを率直に認めた。しかもこの相違を国際法の規則と関連させて考えることを臆病にも避けてしまったのである。

ホワイト判事は異なった意見を述べ、この決定は結局当該政府の政治担当者が補償金の支払を為す場合だけを除いては、主権国家が国際法違反をして、しかも何らの処罰を受けないことを認めたのであるから「うしろ向き」の決定であると述べた。彼はさらに、評決に加わった多数者の意見によれば、裁判所は国家の行為が国際法によって禁止される場合についての論議をなし得なくなるし、そればかりでなく外国法にもどすいた請求権についての判決を下すことを拒絶することも出来なくなってしまう。裁判所は判決し、無法の行為の有効性を認めなければならなくなってしまうのであると。

ウォレン、ブラック、ダグラス判事は自由主義的伝統を受けつぐ人たちであるが、彼らはこのサバチノ事件において多数意見を支持した。ロザリン・ヒギンスはこれらの判事たちの意見について、後進国の経済的困難に自由主義的な立場から同情したり、後進国がその政治的独立を実証したいという正当な希望を抱くことに尊敬の念をもつことは

良いが、それだからといって、国際主義や国際法を犠牲にした無制約な主権の発達が擁護されるべきだということにならないと述べている。

貧困諸国の正当な希望により多く即応し得るよう国際法をつくり直して行かねばならないことは確かであるが、文明も遅い宗教も遅い経済組織も政治構造もちがう諸国間に共通にあてはまる規則を発見して行くことには多くの困難が予想される。権限移譲についての協定を一方的に廃棄したり、外国人の財産を補償金も支払わずに没収することは正当な方法であるとは言えないであろう。協定が自由意志にもとづいてなされたものならば、その協定は尊重されなければならない。pacta sunt servanda は、大国たると小国たるとを問はず、すべての国との間で有効な原則である。後進国を独立前に支配していた国が、後進国にかわって他国に付与していた特権や、また他国と締結していた条約は独立国となつた後進国をどの程度まで拘束するか、という問題は別の機会に論ずるとして、ここで明らかなことは、これらの後進独立国がもしも独立の時に、独立以前に彼らに代つてなされた利権の譲渡を撤廃することを求めなければ、あとになつてから自国の主権論を援用してこれらの外国に付与された利権を消滅させようとしても、それは国際法の規則にもとづいてやる以外にはできないということである。

六 外国投資の保護措置

後進諸国民の経済的福祉は富裕国の投資に依存していることが多い。その開発のためには外国政府の投資ばかりでなく私的資本の投下もまた必要である。この場合外国の投資家は敵対的な、または不平等な条件を課するようなこと

があつてはならず、後進諸国の独立性を尊重することがきわめて大切である。自然資源を国家主権が支配するについての若干の規則と、国有化や没収に対する補償のありかたについて、これまでに多少の意見を紹介して来たのであるが、基本的な問題は投資家と関連政府との間の相互信頼である。この目的のために国際法はどのような手段を提供するであろうか。後進国民の尊厳と経済的自由と両立し得るような条件で外国の投資を奨励するために色々な方法が考案されて来ている。資本輸出国の中には自国民の私的な資本が後進国に投資されるよう税制上の特別措置を講じたり財政融資をする政府もある。こうじう先進・資本輸出国の態度は「啓蒙化された白利」追究の態度と称し得べく (C. Higgins, *Conflicts of Interests, International Law in a Divided World*, by Rosalyn Higgins, The Bodley Head, London, 1965, p. 66) 慈善心や干渉の態度よりむしろ、より多くの未来を約束するものである。

西ドイツはインドやその他いくつかのアジア・アフリカ諸国に対してこの種の税制上財政上の措置をとるための立法を行なった。この立法措置によつて西独政府はもしもドイツの資本家の投下資本が後進国の国有化措置に出合い、しかもその後進国が外貨の不足によつて補償金の支払をなし得ない場合には、投資額の九〇パーセントを返還する旨を保証したのであつた。それまでこのような場合の補償措置の請求はインド政府、あるいはその他の後進国の中政府に向つて為されたのであるが、西ドイツ政府がインド政府その他の外國政府に代つて危険負担をしたのである。この措置はその基本的精神の高さにおいて後進国諸政府の同感を得したのであらうが、これらの政府と西独政府との間の同一目的のための諸協定へと発達したのであつた。これらの双務協定の中には後進国が先進国内において先進国が後国内において有するのと同じ投資と投下資本の保護権を規定するものが多かつた。外国に投下された資本が遭遇す

る危険は純商業的な意味の危険を除けば次の三つのカテゴリーに分けられる。〔政治的な危険〕〔送金上の危険〕——資本投下を受けた国から資本輸出国への利潤の送金を不可能ならしめるような危険、たとえば本国送金の阻止や制限あるいは交換性のない貨幣による支払〔災害の危険〕——たとえば地震や暴風雨などによつて資本設備が破壊されるような場合。このうち〔〕だけはどうにも仕様がないが、〔〕と〔〕の危険は条約によつてこれを最小限化することが出来るのである。西・ドイツ政府はこの型の条約を、パキスタン、マラヤ、ギリシャ、モロッコ、リベリア、タイおよびギニアなどの諸国と締結している。アメリカ合衆国とマラヤとの間にも同じような協定があるし、カーメルーンと英國との間の協定は両国が適当な国内立法措置をとることを規定しているのである。多くの後進国は外国投資の保護措置を規定する一般的な協定が個々別々の双務協定にかわつて締結され資本の永続的な導入が保証されることを求めている。後進国はまた立法措置によつて特に「硬貨」にかんして收支の均衡が保護されることをも求めている。この目的を達成するためのもつとも有効なやりかたは外国の会社の本国向け送金をその会社がその国で獲得した外貨額以下に制限することである。たとえばインドネシアにある或る英國の製造会社が英本国へ二〇〇万ポンド送金し得るためににはその会社がその品物を第三国に売ることによつて二〇〇万ポンドまたはそれ以上の外貨をインドネシアにもたらした場合に限るのである。他の後進国の中、たとえばギリシャは投資家による本国送金を輸出貿易によつて獲得した利潤のうちのあるペーセンテージで定めたのであった。一九六三年七月制定のアルジェリアの投資法は、本国の経済開発に貢献する投資を誘引する手段としての免税または減税の措置を定めた。だがこれらの投資誘引措置は政府の経済計画の枠内で実行されるのである。たとえば少なくともあらたに五〇〇万フランの投資を行ない、一〇〇人のアルジェリア

人を恒久的に雇用しようとする企業は、アルジェリア政府の指定した優先的な経済部門において指定された優先地域で事業を行なうという条件に従はねばならないことになる。またこの投資法は混合企業の設立を許している。この方式は自然資源を開発するにあたって能率的な方法であると好評を得たといはれるが、これは国民経済の中でも特に重要性をもつ經濟部門にアルジェリア国家と外国の私的資本が共同して参加する方式であるが、この混合企業の運営にあたってはあらかじめ条件が定められるのである。この投資法の第六条は企業の収用は純利益の総額が当初輸入された投下資本額に達するまでは行なわれないことを定めている。しかも収用はどのようなものでも必ず補償を伴うのである。(Rosalyn Higgins, *op. cit.*, p. 68)

一九六三年四月のガーナ投資法は、投資目的を承認制として列記し、投資誘引の方法としてある種の免税措置を決めているが、それには「外國企業が同じ經濟計画部門内で競争的立場にたつて特權をきずこうとはしないし、また独占的企業の樹立を望まないこと(第十四条)」という条件がついているのである。政府は基本的に外國企業の収用には反対の政策をとるという保証がなされているが、例外的な状況がおこつて政府承認の經濟計画が公共の利益という観点から変更を余儀なくされる場合には公正な補償を支払つて政府がこれを収用するがその補償金は最初に投資がなされた貨幣で支払われる。だが一政府の責任においてなされた立法措置は政府が変ると新政府によつて廃棄される可能性がある。そのため非商業的な危険に対する保証は短期的になりがちである。特に多国間の協定よりも二国間の協定は手続が簡単であるから廃棄される可能性も多いわけである。それ故、現在広く抱かれている見解は国際的な義務が複雑にからみ合つていればいるほど投資の保護が成功する可能性は大きいということである。国際的機関の保護のも

とに運営されている多辺的条約を自国の独断的理由で脱退したり違反したりすることは難しいことである。それ故、できるなら二国間だけの保証者なしの条約よりもさような条約の成立が望ましい。

欧洲會議の法律委員会は非商業的危険に対し国際的な保証基金を設置すべきことを提案したがこの計画はすべての国がこの基金に拠金し、たとえばY国の中でXの財産の不法な収用が行なわれたような場合、Xの国の政府はこの基金から補償金を受けとるようになるものであるが、これによれば不法な収用によって蒙る損害の額は分散化され少くなるので私的な投資は奨励される。この制度が持ちがちな一つの欠点は悪意のある国家がある特定の会社の財産を収用しようとする場合、あらかじめこの国際基金の存在を前提にして補償の準備もなしに不法な収用措置にでる可能性を認めるということである。この保証基金制度に仲裁裁判手続を定めておくならば、かりにある国の政府がその領域内のある外国企業の資産を不法に収用したことに対して、基金からその裁判結果を勧告することが可能であり、そしてもしもこの勧告に対してその政府が軽視の態度をとるならば、その政府は国際的世論の前にその醜態をさらすことになるだろう。

外国投資にかんする国際的紛争の解決のために世界銀行が加盟諸国に提示した条約草案は、調停または仲裁のための機関を銀行の本部に設け、この調停または仲裁はあらかじめこの手続に同意を与えてある紛争当事者に適用されるというものであった。したがってあらかじめ同意を与えれば調停または仲裁による決定事項は拘束力を持つことになる。この調停仲裁機構は初めのうちは世界銀行の人員や設備を利用するがいすれば独自の存在とするというものであった。そしてこの案は多くのアフリカ諸国の支持を得たのである。(Rosalyin Higgins, op. cit., p. 71)

一九六四年九月に行なわれた国際通貨基金と世界銀行の合同会議は国際的投資問題についての紛争を解決するため調停機関の設立を承認したが、この決議に賛成した国の数は大体八〇ヶ国で、反対はラテン・アメリカの諸国全部およびイラクおよびフィリピンであった。私的投資の国際的交流は自由主義的世界経済の発達のために必要かくべからざるものであるから、人智を結集して多くの提案を実行にうつすことが望ましい。

七 結 語

第二次世界大戦およびその後の状況が国際法に及ぼした最も大きな影響は、国際法が経済的社会的分野における国際協力面で重要な役割を受け持つことになったことである。一九〇六年ごろの国際法と一九六九年の国際法との間には隔世の相違がある。第一次世界大戦がはじまるころの先進工業国の外国市場獲得のための闘争は、工業に必要な原物質獲得のための闘争を伴い、そのいづれも何の制限も受けなかつた。植民地の支配権を獲得することは市場と原料補給の両者を手に入れることであつた。こうして得られた通商上の利益を保護するため国家は強力な軍隊と海軍を持たねばならなかつた。そして強力な軍隊と海軍を持つためにはより多くの経済的資源が必要であつて、かくて政治的帝国主義と経済的帝国主義は相並んで進行したのである。ヴェルサイユ条約の一部として採択された国際労働機関憲章は平和の基礎としての社会的正義の基準を確立する必要を認め、加盟国に提示された一連の長い条約草案は労働政策上のあるべき重要問題を包括していた。だが第一次大戦後の政治紛争は此等の重要政策の実現を妨げてしまつた。指導的な国家間の闘争は減少するどころか増大し、それに伴う財政的不況は貿易や通商政策の国家管理をさらに

厳格なものとした。そしてその結果、政治的な緊張もまたよまつたのであった。新らしい政治秩序は戦争の経済的原因を除去し社会再建のための理念を確立することによつてのみ実現することが出来るのだということが判明したのは国連憲章の採択以後のことであった。国連においては安全保障理事会と共に経済社会理事会の活動が脚光を浴びるに至つたのである。貿易上の障害は除去されねばならぬ。労働基準は改善されなければならず、社会保障はすべての国民に保証されなくてはならぬ。経済社会理事会は国際連合と結びついてはいるけれども、それ自身の法を持ち安全保障理事会や総会の政治的な要素に依存することなく機能し得る独立別個の制度的性格をつ諸専門機関の間の協力を実現するための中心的機関である。さらに数多くの非政府機関が存在して国境をこえた人間的利害関係事項のほとんどあらゆる側面を取扱つてゐるのである。

国家の権利義務を規制した古い国際法は、国際的協力関係を規制する新しい国際法によつて補充されつつある。そして新しい国際法は共通の国際的利害関係を処理する規則の一体として登場しつつあり従来の政治的な性格の国際法体系が実現し得なかつた業績を徐々にあげつゝある。国際連合憲章第一条三項には「経済的・社会的・文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、ならびに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて国際協力を達成すること」とある。さらに世界人権宣言は憲章に述べられてある人権についてさらにこれを詳論しているのである。こうして国際法の規制領域は政府間の関係から個人個人の経済的福祉の領域まで、国家活動のあらゆる領域にまで及ぶに至つてゐる。かくてヨーロッパ国際法がキリスト教的伝統の中から生まれて他の世界をその法的支配領域に加えて行き、それに依つて伝

統的国際法世界の確立と発展を謳歌した時代は永遠にすぎ去ってしまった。

そしてこの状況をまったく端的に表明したのが先進国対後進国の関係である。後進国の国民は従来は先進国の植民地保護領内の住民として単に先進国官僚の下僚または従僕にすぎず、たまたま進出して来る先進国の商人たちも自国の文化的恩恵を下賜する対象としてこれらの住民をみていたのであって、此等の住民もまた自分たちと同じ人権を有し、自分たちと同じく經濟的福祉を実現し得る人間であるのだとは考えもしなかった。だが、一九四一年から一九四五五年までの僅かな年限ではあつたが太平洋戦争の激動期にアジアの西欧植民地がその旧来の支配者の手から解放されたことはアジアの植民地から旧来の西欧型植民地主義を洗い落す媒介となつたのであり、二度と再び優越的意識よりする恩恵的経済政策はこれら植民地住民たちの承認を得ることは出来なくなつた。こうして新しい国際法学の対象としての先進国対後進国の関係は、従来のキリスト教的西欧的国際法が自己の確立した法秩序へ異質的社會の法秩序を修正導入して行く過程に惹起する過渡的技術的思考対象ではなく、場合によつては伝統的法秩序そのままの修正を強制される不可避的な重大問題として人類の前面に屹立し始めたのであつた。だがこのことは新しい国際法が必ず古いもの以上の安定性を実現し正義を顕現し得るということを少しも意味してはいないのであつて、全地球的な意味での素材が国際法的思考の材料として人類に与えられたにすぎない。本論文が取扱つた外国資本の接收・徵用・補償などの諸問題は、これらの新しい思考材料の一部に過ぎないのであって、このほかにも基本的な再考察を必要とするものがいくつかある。その主なものをあげれば、(イ)慣習、(ロ)条約、(ハ)領土、(ニ)植民地、(リ)民族自決、(ル)国家および政府の承認、(リ)主權、(リ)紛争の平和的解決、(リ)核実験と責任などである。後進独立諸国は、国際環境の変化を背景としこれ

この趣勢はいかにも此統合国際法規の改正を示す。だが現状に於ける問題のは、法秩序の全般的な改正ではなく、個々別々の場合における細かな法秩序の修正であり、また、歴史精神に適合した個々の法秩序の形成である。法律上ある問題が、また、何の意味があるかの點々の論理的な問題だのやね。

(Charles G. Fenwick, 'International Law: The Old and the New,' *American Journal of International Law*, July, 1963, p. 481 ff. An Introduction to Contemporary History, by Geoffrey Barraclough, London, 1964. International Co-operation for Social Welfare—A New Reality, in "The Annals of the American Academy of Political and Social Science, May, 1960." Joseph L. Kunz, *The Changing Law of Nations*, Ohio University Press, 1968. The United Nations, by Leland M. Goodrich, London, 1960 Chapters, XI, XII. *The Development of International Law by the International Court*, by Sir Hersch Lauterpacht, New York, 1958.)